

東京都の部活動問題への取組

東京都

部活動問題山積

平成 16 年 10 月設置

部活動基本問題検討委員会

課題や論点の 整理・方向性

平成 17 年 12 月

部活動振興専門委員会

教員の勤務と 部活動問題を集中検討

平成 18 年

- 「学校職員の勤務時間等条例」の一部改正
週休日の指導を勤務に・振替期間を延長
- 「都立学校の管理運営規則」の一部改正
部活動の位置付けと職務性の明確化

平成 18 年 8 月～現在

課外活動振興協議会

- ・ 「部活動顧問ハンドブック」作成・配布
- ・ 「部活動振興基本計画」（運動部活動編）提言
- ・ 「外部指導員のための指導の手引」作成・配布
- ・ 文化系部活動の振興について検討

【部活動の実相】

- ・ 学校の部活動は、長い歴史と全国規模の実態が先行しているが、法的裏付けや制度的な保障や規制がない。
- ・ 生徒や保護者の期待感は極めて高く、トップアスリートなどを育成する基盤ともなっている。
- ・ 地域における青少年のスポーツ・文化活動を支える社会基盤が薄く、学校依存となっている。
- ・ 勤務との関係で、様々な誤解を生む土壌が形成され、混乱を招いてきた。
「部活動指導はボランティアである。」「学校が担うべきでない。」「社会教育に移すべき。」

（部活動）

- 第12条の12 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。
- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
 - 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
 - 4 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。

【ポイント】

- 部活動の設置を義務化。部活動指導を校務として明確化。（業績評価と連動）
- 教諭以外の職種へ「顧問」の担い手を拡大。（養護教諭・実習助手・栄養職員等）
- 学校外の人材を「顧問」の担い手に導入可。（スポーツ安全保険に加入）
- 活動拠点を学校外にも拡大



【部活動の指導者層に係る課題】

- ① 教科の延長にある部活動を受け持つ場合
- ② 専門性が発揮できない部活動を受け持つ場合の負担
- ③ 週休日の指導に係る規程整備（労基法との関連）
- ④ 多様な部活動の指導力を向上する教員研修体制
- ⑤ 学校内外の指導者層の不足状態（需要と供給）
- ⑥ 「顧問」の担い手拡大に対する懸念や不安
- ⑦ 外部指導員の適任性
- ⑧ 外部指導員雇用に係る財源不足と事故補償
- ⑨ 競技大会等の引率者規定と責任問題

部活動の振興



勤務問題・負担感
指導者層問題と処遇

（一体的な課題解決）

「公立学校における学校問題検討委員会」における実態調査の結果等について

中央教育審議会 初等中等教育分科会
作業部会における意見発表資料

実態調査の目的

学校に対する保護者や地域住民等の意見や要望が多様化
⇒一部、理不尽な要望等 ⇒単独では解決困難なケースが増加

東京都教育委員会に、
『公立学校における学校問題検討委員会』を設置

保護者等からの多様化、複雑化する要望に関する諸課題
及び今後の施策の方向性を検討する

学校や区市町村教育委員会に対する支援策検討に着手

実態把握が必要

平成20年6月

「公立学校における学校問題解決施策の検討に関する
実態調査」を実施

学校だけで解決が困難なケースとは、
① 理不尽な要求等が繰り返し行われる。
かつ、② 学校での対応には時間的・精神的に限界がある。
という2点共に該当する状況を想定している。

調査対象

全区市町村教育委員会（幼、小・中学校分）	62教育委員会
都立高等学校（課程別）	201校（分校は除く）
都立高等学校附属中学校	3校
都立中等教育学校	3校
都立特別支援学校	53校

調査内容

- ① 保護者や住民等との対応において、学校だけでは解決が困難なケースが、昨年度1年間に発生した学校数及び件数
- ② 情報提供可能な事例
- ③ 区市町村独自の支援策（区市町村教育委員会のみ）
- ④ 東京都教育委員会に求める支援策

調査結果

昨年度1年間で学校だけでは解決困難なケースが発生した学校数及び件数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総計
学校数	215園	1,316校	633校	201校 265課程	53校 140学部	2,418校(園) 405課程・学部 ※
発生校数	7園 (約3%)	113校 (約9%)	55校 (約9%)	41校 (約15%)	18校 (約13%)	234校(園) (約9%)
発生件数	8件	126件	66件	70件	56件	326件

※ 高等学校、特別支援学校については、課程及び学部別でカウント。

解決が困難であることが顕著な事例及び校種ごとの考察

幼、小・中学校

- いじめ加害児童を指導したところ、その保護者が学級担任に対し、恐喝や脅し等の言動を繰り返す。
- 虐待を児童相談所へ通告したことで、保護者が学校に対して暴言を繰り返す。

- 小・中学校では、全体のおおむね9%程度の学校で発生
- 学校(園)側の対応への不満から大きなトラブルへ発展したケースが半数以上であり、学校の初期対応の重要性が分かる。
- 児童虐待、離婚調停等家庭内の争議への対応が多いのが、幼、小・中学校の特徴である。

都立高等学校

- 近隣住民が、解決済みの野球ボールによる物損事故を再度取り上げ、その賠償を迫り、恐喝や脅し等の言動を繰り返した。
- 授業料等の徴収に際し、脅しまがいの言葉で徴収を逃れようとする。

- 都立高等学校全体のおおむね15%の学校・課程で発生
- 保護者と生徒のトラブルなど家庭内の問題、学費の未納など、学校だけでは解決困難な事例が多い。
- 施設・設備に対しての地域住民からの苦情が非常に多い。物理的に改善が不可能な場合も多く、学校だけでは対応が難しい。

都立特別支援学校

- 男子生徒が、女性教員の身体を日常的に触るので、保護者に伝えると、「特別支援学校の教員なら我慢しろ。それができないなら、辞めろ。」という主張を繰り返す。
- 保護者から、スクールバスのバス停やルートの変更の要望が、繰り返し何度も行われた。

- 特別支援学校全体のおおむね13%の学校・学部で発生
- 学校側の対応への不満から大きなトラブルへ発展したケースが多く、個々の児童・生徒に応じた、よりきめ細やかな対応が重要であることが分かる。
- 医療・福祉・労働等関係機関との調整を必要とすることが多く、学校だけでは対応が難しいケースがある。

元々は学校側の対応に問題があり、要求が理不尽になっていく事例

- いじめの被害にあった児童の保護者が、担任に相談をしたところ、「お宅のお子さんにも問題がある」と言われた。このことに腹を立て、学校、教育委員会に執拗にメールやファクシミリを送信する。
- 保護者会の席で、その場にいない保護者の子供の問題行動が話題に上り、担任が笑いながら同調した。後から、その話を聞いた当該保護者が、学校や担任の自宅に、昼夜問わず抗議の電話をかけ、さらには、損害賠償を要求してきた。

各自治体独自の支援策（区市町村教育委員会）

- ① 弁護士による学校法律相談制度の設立（1）
- ② 区・市の顧問弁護士の活用（11）
- ③ 相談機関の設置及び支援担当者の派遣など（13）
- ④ 教育委員会と学校が連携しながら対応（多数）
- ⑤ 関係各課・各機関と連携しながら対応（多数）
- ⑥ 保護者対応及び接遇等の研修会実施（3）

都教育委員会へ期待する支援策

- ≪回答数が多かったもの≫
- ① 弁護士・医師等専門家の派遣
 - ② 都教委の直接的な対応、都の指導主事の派遣など
 - ③ 手引の作成及び配布
 - ④ 具体的な事例に基づく苦情等対応の研修実施 など

新たな施策を立案・構築

今後の施策の方向性

- ① トラブルを未然に防ぐための教職員の対応能力の向上
- ② 早期解決に向けた学校組織としての対応力の強化
- ③ トラブル解決に向けた支援策を構築